

東京大学アイソトープ総合センター放射線障害予防規程

平成16年4月1日制定

平成18年5月1日改定

平成22年9月15日改定

(目的)

第1条 この規程は、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」並びに他の関連法令（以下「法令」という。）に基づき、東京大学アイソトープ総合センター（以下「センター」という。）における放射性同位元素、放射性同位元素によって汚染されたもの（以下「放射性同位元素等」という。）及びその他の取扱い及び管理に関する事項を定め、放射線障害を防止し、公共の安全を確保することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規程は職員、学生、その他センターの管理区域に立ち入るすべての者に適用する。

(用語の定義)

第3条 この規程において用いる用語の定義は次のとおりとする。

- (1) 「放射線業務従事者」（以下「業務従事者」という。）とは、放射性同位元素等の取扱い、管理又はこれに付随する業務に従事するため、管理区域に立ち入る者で、センター長が許可したものをいう。
- (2) 「一時立入者」とは、管理区域に一時的に立ち入る者であって、業務従事者でないものをいう。

(遵守等の義務)

第4条 業務従事者及び一時立入者は、放射線取扱主任者（以下「主任者」という。）が放射線障害防止のために行う指示を遵守し、その指示に従わなければならない。

2 センター長は、主任者が法令及びこの規程に基づき行う意見具申を尊重しなければならない。

(組織)

第5条 センターにおける業務従事者及び安全管理に従事する者に関する組織は、別図のとおりとする。

(放射線・安全衛生管理委員会)

第6条 センターにおける放射性同位元素等の管理、使用、障害防止計画等の安全管理に関する重要事項を審議するため、放射線・安全衛生管理委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営に関する事項は、別に定める。

(放射線取扱主任者等)

第7条 センター長は、センターにおける放射線障害の発生防止に関する監督を行わせるため、第1種放射線取扱主任者の免状を所持する者（以下「有資格者」という。）のうちから、主任者を選任しなければならない。

2 センター長は、主任者が旅行、疾病その他の事故により、その職務を行うことができ

ない場合には、その期間中主任者の職務を代行させるため、有資格者のうちから主任者の代理人（以下「代理人」という。）を選任しなければならない。

3 センター長は、主任者に法令で定められた期間毎に定期講習を受けさせなければならない。

（主任者の職務）

第8条 主任者は、放射線障害の防止に係わる監督に関し、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) 放射線障害予防規程の制定及び改廃への参画
- (2) 放射線障害防止施策の企画及び調査
- (3) 放射性同位元素等の使用等の状況及び施設、帳簿、書類等の監査
- (4) 法令等に基づく申請、届出、報告の審査
- (5) 各種検査等の立会い
- (6) 業務従事者の線量の算定
- (7) 業務従事者に対する監督と指導
- (8) センター長に対する意見の具申
- (9) 委員会開催の要求
- (10) 異常時、危険時の対策並びに措置
- (11) 前各号に掲げるもののほか放射線障害の防止に関し必要な事項

（放射線管理室）

第9条 センターに放射線管理室（以下「管理室」という。）を置く。

2 管理室に放射線管理室長（以下「室長」という。）を置く。

3 室長は、センター長が任命する。

4 管理室に、管理室員を若干名置く。

5 管理室は、定常的な放射線管理業務を行う。

6 室長は、第5項の放射線安全管理に関する業務を総括する。

（管理区域責任者）

第10条 室長は、センター長の許可を得て、管理区域責任者を任命しなければならない。

2 管理区域責任者は、担当する管理区域における放射性同位元素等の使用に係わる管理を行うとともに、担当する施設、設備についての日常的な保守及び整備等を行う。

（業務従事者）

第11条 センターで放射性同位元素等を取り扱う者は、業務従事者として登録しなければならない。

2 室長は、主任者の同意の下にセンター長の許可を得て、業務従事者として登録する。

3 室長は、第27条に定める教育及び訓練並びに第28条に定める健康診断の結果を照査しなければならない。

（施設、設備等の保守、点検）

第12条 センターの施設、設備の保守管理の業務分担は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 室長は、建物、電気、水道、通信（放射線モニタリングシステムを含む。）等の施設、設備の保守管理及び排気、排水、火災報知、放射線モニタリング等の基幹設備の運転及び保守を行う。

- (2) 放射線防護用機器の保守は、当該機器担当者が行う。
- 2 室長及び機器担当者は、担当する施設又は設備・機器の機能を定期的に点検しなければならない。
- 3 管理区域責任者は、担当する管理区域について、別表に定める項目を定期的に点検しなければならない。
- 4 前項の点検については、次の項目を記録するとともにその内容を室長を通じて主任者に報告しなければならない。
- (1) 点検の実施年月日
- (2) 点検の結果及びこれに伴う措置の内容
- (3) 点検を行った者の氏名
- 5 主任者は、前項の報告を受け、異常が認められたときは、その状況、原因を調査し、修理、交換等の措置を講じなければならない。

(管理区域)

第13条 管理区域は、委員会の議を経て、センター長が定める。

- 2 室長は、管理区域に標識及び注意事項等を掲示しなければならない。

(管理区域に関する遵守事項)

第14条 管理区域に立ち入る者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 定められた出入口から出入りする。
- (2) 履物、着衣等は決められた区分を守り、注意事項を遵守する。
- (3) 定められた場所以外で、飲食等内部被ばくのおそれのある行為をしない。
- (4) 指定された位置に個人線量計を着用する。
- (5) 身体、持ち物の汚染検査を行い、汚染が発見された場合には、管理室に連絡して汚染除去を行い、退出する。

(放射性同位元素等の取扱い)

第15条 業務従事者は、放射性同位元素等を取扱う際には、管理区域責任者及び主任者の許可を得なければならない。

(非密封放射性同位元素の取扱い)

第16条 密封されていない放射性同位元素（以下「非密封 RI」という。）又はこれに汚染された物を取扱う場合は、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 作業室で取扱う。
- (2) 作業室内での飲食等内部被ばくのおそれのある行為をしない。
- (3) 取扱う場合は、手袋等を着用する。
- (4) 飛散するおそれがある操作は、フード、グローブボックス等を利用する。
- (5) 作業台その他汚染のおそれのある場所には、ポリエチレンろ紙等のシートを張り、液体、固体は、バット内に吸収紙を敷いた上で取扱う等、汚染の拡大防止に努める。
- (6) 作業場所、器具、用品、薬品等、「放射性」と「非放射性」の区分を明確にする。その所在は、他の実験者にも判るように明示しておく。
- (7) 作業室又は汚染検査室内の人が触れる物の表面の放射性同位元素の密度は、その表面の放射性同位元素による汚染を除去し、又はその触れる物を廃棄すること

により、表面密度限度を超えないようにする。

(8) 放射性同位元素によって汚染された物で、その表面の放射性同位元素の密度が表面密度限度を超えているものは、みだりに作業室から持ち出さない。

(9) 管理区域内での運搬の際には、蓋のある容器などに納め、汚染を拡げないよう措置をとる。

(10) 使用しない非密封R I は、貯蔵施設に戻すか、又は保管廃棄する。

(11) 業務従事者は、使用した非密封R I の種類、数量、取扱年月日、取扱場所、取扱方法を記録し、室長に提出する。

(密封放射性同位元素の取扱い)

第17条 密封放射性同位元素（以下「密封線源」という。）を取扱う場合は、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 取扱いに際しては、測定器を用いて線源の密封状態が正常であることを確認する。線源を移動したときも、同様とする。

(2) 使用場所には、密封線源の種類と数量を所定の標識に記入して表示する。また、必要に応じて、人の立ち入りを制限する措置をとる。

(3) 業務従事者は、使用した密封線源の種類、数量、取扱年月日、取扱場所、取扱方法を記録し、室長に提出する。

(4) 使用しない密封線源は、速やかに貯蔵施設に戻す。

(放射性同位元素の受入れ及び払出し)

第18条 放射性同位元素の購入、受入れ及び払出しは、主任者の承認を得た上で行わなければならない。

(保管)

第19条 非密封RI 及び密封線源は、容器に入れ、定められた貯蔵室又は貯蔵箱に貯蔵する。

2 非密封RI の貯蔵容器は、必要に応じて重ねて使用し、保管中の漏洩防止の措置をとる。

3 表面線量が高いものは、遮へい容器に入れる。

4 容器には、R I 番号、年月日、放射性同位元素の種類、数量、氏名を記し、所定の標識を付ける。

5 業務従事者は、貯蔵施設に貯蔵し又は持ち出した放射性同位元素に関し、その種類、数量、年月日、貯蔵場所、貯蔵方法を記録し、室長に提出しなければならない。

(管理区域における運搬)

第20条 センター内で放射性同位元素等を運搬する場合には、デシケータやプラスチックなどの容器あるいはポリ袋等に入れ、汚染防止の措置をとる。

2 管理区域内の放射性同位元素等の移動は、エレベータの利用を避け、ダムウエイタを利用する。

(事業所外における運搬・搬入・搬出)

第21条 放射性同位元素をセンターへ搬入する者又はセンターから搬出する者は、放射性輸送物として梱包し、所定の手続により、搬入又は搬出しなければならない。

(廃棄)

第22条 非密封R I の廃棄は、次の各号により行う。

- (1) 気体状のものは、排気設備により排気口における放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排気する。
 - (2) 液体状のものは、保管廃棄するか、排水設備により排水口における廃液中の放射性同位元素の濃度を濃度限度以下として排水する。
 - (3) 固体状のものは、保管廃棄する。
 - (4) 保管廃棄する廃棄物は、業務従事者が管理区域責任者の指示のもとに所定の廃棄基準に従い区分し廃棄物をポリ袋等に収め、放射性同位元素の種類と数量、年月日、場所、内容物について記録し、室長に引き渡す。
 - (5) 室長は、保管廃棄する廃棄物を容器に収納し、廃棄物の内容を明示し、標識をつけ、廃棄業者に引き渡すまで所定の場所に保管する。
 - (6) 室長は、廃棄物を廃棄業者に引き渡し、その記録を保管する。
- 2 密封線源は廃棄をせず、室長が線源を確認の上、販売業者等に引渡し、引渡しの記録を保管する。

(場所の測定)

第23条 室長は、放射線の量及び放射性同位元素による汚染状況の測定を、作業を開始する前及び開始後は1月を超えない一定期間ごとに、次の各号により実施し、その結果を記録するとともに管理区域に立ち入る者に周知させるものとする。

- (1) 放射線の量の測定は、原則として1センチメートル線量当量について放射線測定器を用い、次に掲げる場所について行う。
 - ア 事業所境界
 - イ 管理区域境界
 - ウ 使用施設
 - エ 貯蔵施設
 - オ 廃棄施設
 - (2) 汚染状況の測定は、次に掲げる場所について行う。
 - ア 管理区域境界
 - イ 汚染検査室
 - ウ 作業室
 - エ 廃棄作業室
 - (3) 排水中の放射性同位元素による汚染状況の測定は、排水のつど行う。
 - (4) 排気中の放射性同位元素による汚染状況の測定は、排気のつど行う。
- 2 前項の結果により、異常が認められた場合には、室長は、速やかに該当区域の管理区域責任者及び主任者等の関係者に連絡し、管理区域責任者は、業務従事者又は管理室員に指示し、放射線の遮へい、放射性同位元素等の移動、汚染の除去等の適切な措置をとらなければならない。
- 3 室長は、第1項の測定の結果について次の事項を記録する。- (1) 測定日時
- (2) 測定場所（図面がある場合は、図面に表示する。）
- (3) 測定者の氏名
- (4) 測定器の種類及び型式

- (5) 測定方法
- (6) 測定結果
- (7) 測定の結果とった措置がある場合には、その内容

4 密封線源を移動した者は、移動の前後に線源の異常の有無と場所の放射線の量の測定を測定器により行い、第3項に準じた記録を行うものとする。この記録は、室長が4月1日を始期とする年度ごとに取りまとめる。

第24条 前条に定めるもののほか、管理区域責任者又は業務従事者は、測定を必要と認めた場合には、随時測定を行い、その結果を記録して室長に提出しなければならない。

(個人被ばく線量の測定)

第25条 個人被ばく線量の測定は、適切な個人線量計により行う。

- 2 室長は、業務従事者に対し、男子は胸部、女子は腹部に個人線量計を管理区域滞在中継続して着用させて、被ばく線量を測定しなければならない。
- 3 外部被ばくが特に多いと予測される作業又は不均等被ばくが予測される作業等が行われる場合には、管理区域責任者は、当該被ばくの測定のために、室長に個人線量計の貸与を申し出るものとする。
- 4 一時立入者の被ばく線量の測定は、外部被ばくについて100マイクロシーベルトを超えるおそれのあるときに行うものとする。
- 5 誤って飲み込み又は吸い込む等、放射性同位元素を体内摂取したおそれのある業務従事者については、内部被ばくの測定を併せて行うものとする。
- 6 次の項目について測定結果を記録する。

- (1) 対象者の氏名
- (2) 個人線量計の種類と型式
- (3) 着用部位
- (4) 測定を行った者の氏名
- (5) 測定方法
- (6) 測定結果

7 前項の測定結果について、4月1日、7月1日、10月1日、1月1日を始期とする3月ごと及び年度ごと並びに本人の申出等により、室長が妊娠の事実を知ることになった女子は、出産までの間1月ごとに、集計、記録し、その写しを本人に交付する。

(被ばく線量の算定)

第26条 主任者は、業務従事者の被ばく線量を前条第6項の集計のつど算定し、センター長に報告しなければならない。

- 2 管理区域責任者は、当該グループの業務従事者の被ばく線量の算定に関し、主任者に協力しなければならない。
- 3 主任者は、第1項の報告に関し、必要に応じて放射線管理上必要な意見を添えることができる。
- 4 被ばく線量の算定については、次の項目を記録する。
 - (1) 対象者の氏名
 - (2) 対象期間
 - (3) 算定年月日

- (4) 算定を行った者の氏名
 - (5) 実効線量
 - (6) 等価線量及び組織名
- 5 被ばく線量の算定の結果、4月1日を始期とする1年間において実効線量が20mSvを超えた場合は、平成13年4月1日を始期とする5年間ごとに、当該1年間を含む5年間について累積実効線量を毎年度集計し、次の項目を記録する。
- (1) 対象者の氏名
 - (2) 対象期間
 - (3) 集計年月日
 - (4) 集計を行った者の氏名
 - (5) 累積実効線量
- 6 主任者は、前2項の記録の写しを当該者に交付する。

(教育及び訓練)

第27条 センター長は、業務従事者に対し所定の教育及び訓練を実施しなければならない。

- 2 業務従事者は、初めて管理区域に立ち入る前及び立ち入った後には1年を超えない期間ごとに、教育及び訓練を受講しなければならない。
- 3 前項の規定にかかわらず、放射線障害防止法施行規則に定められた項目に関して教育及び訓練に関し十分な知識及び技能を有していると認められる者に対しては、教育及び訓練の一部又は全部を省略することができる。
- 4 管理区域責任者は、経験不十分な者が放射性同位元素等を取り扱う場合には、放射線の安全取扱いに必要な教育及び訓練を行わなければならない。
- 5 一時立入者に対する教育及び訓練は、室長又は管理区域責任者が、放射線障害の防止のために必要な事項について、管理区域に立ち入る前に行う。

(健康診断)

第28条 センター長は、業務従事者に対して、所定の健康診断を受診させなければならない。

- 2 業務従事者が健康診断を受診する時期は、次の通りとする。
 - (1) 初めて管理区域に立ち入る前
 - (2) 管理区域に立ち入った後は、6月を超えない期間ごと
- 3 前号の規定にかかわらず、室長は、業務従事者の線量が、実効線量で5ミリシーベルト又は等価線量限度を超えた場合又はそのおそれがある場合には、直ちに当該者に健康診断を受診させなければならない。
- 4 室長は、健康診断の結果をその都度、本人に通知する。

(放射線障害を受けた者等に対する措置)

第29条 センター長は、医師及び主任者の意見に基づき、放射線障害を受けた者又は受けたおそれのある者に対し、センターにおける放射性同位元素等の使用の制限等必要な措置を講じなければならない。

(記帳及び保存)

第30条 室長は使用、受入れ、払出し、保管、運搬、廃棄並びに教育及び訓練に係る記

録を行う帳簿を備え、記帳させなければならない。

2 前項の帳簿に記載すべき項目は次の各号のとおりとする。

(1) 使用

- ア 放射性同位元素の種類及び数量
- イ 放射性同位元素の使用の年月日、目的、方法及び場所
- ウ 放射性同位元素の使用に従事する者の氏名

(2) 受入れ及び払出し

- ア 放射性同位元素の種類及び数量
- イ 年月日
- ウ 相手方の氏名又は名称

(3) 保管

- ア 放射性同位元素の種類及び数量
- イ 放射性同位元素の保管の期間、方法及び場所
- ウ 放射性同位元素の保管に従事する者の氏名

(4) 運搬

- ア 放射性同位元素の種類及び数量
- イ 事業所の外における放射性同位元素の運搬の年月日、方法
- ウ 荷受人又は荷送人の氏名又は名称
- エ 運搬に従事する者の氏名又は運搬の委託先の氏名若しくは名称

(5) 廃棄

- ア 放射性同位元素の種類及び数量
- イ 放射性同位元素の廃棄の年月日、方法及び場所
- ウ 放射性同位元素の廃棄に従事する者の氏名

(6) 教育及び訓練

- ア 教育及び訓練の実施年月日、項目
- イ 教育及び訓練を受けた者の氏名

第31条 室長は、次の各号に掲げる記録を保管させなければならない。

(1) 業務従事者に関し、次のアからカまでに掲げる記録

- ア 業務従事者の登録及び変更
- イ 放射線の被ばくの測定結果と所定期間ごとの集計の記録
- ウ 被ばく線量の算定結果に係る記録
- エ 教育及び訓練に関する記録
- オ 健康診断に関する記録
- カ 放射線障害を受けた者又は受けたおそれがある者に関する記録

(2) 主任者及び主任者の代理者の選任に関する記録

2 主任者は、次の各号に掲げる記録を保管させなければならない。ただし、第1号から第6号の記録は、毎年3月31日又は事業所の廃止等を行う場合は廃止日等に閉鎖し、閉鎖後5年間保管する。

(1) 放射性同位元素の受入、払出し、使用、保管、廃棄又は譲渡の記録

(2) (削除)

- (2) 放射性同位元素等の事業所の外における運搬の記録
- (3) 施設点検の記録
- (4) 放射線の量並びに放射性同位元素による汚染状況の測定の記録
- (5) 教育及び訓練の記録
- (6) 法令に関する手続及び検査の記録
- (7) 緊急時及び報告徴収に関する記録

3 室長及び管理区域責任者は、次の各号に掲げる記録を定期的に点検しなければならない。

- (1) 放射性同位元素の使用、保管、廃棄に関する記録
- (2) 密封線源の使用及び保管に関する記録

(災害時の措置)

第32条 管理室は、地震、火災等の災害が発生した場合において、センター緊急連絡網により関係者に連絡するとともに、状況に応じて施設、設備等の点検を実施しなければならない。点検の結果は、主任者を経て室長及びセンター長に報告しなければならない。

(危険時の措置)

第33条 地震、放射線施設における火災、放射性同位元素等の運搬中の事故等の災害により、放射線障害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、発見者は適切な応急措置を講ずるとともに、直ちに管理室に通報しなければならない。

2 室長は、前項の通報を受けた場合には、次の各号に掲げる関係者に連絡するとともに、応急の措置を講ずるものとする。

- (1) 主任者
- (2) 防火管理者
- (3) 管理区域責任者
- (4) 室長が連絡の必要があると認めた者
- (5) センター長

3 主任者及びセンター長は前項の通知を受けた場合には、適切な措置を指示するとともに、災害の程度により施設、設備の使用を中止させることができる。

4 主任者は、第1項に掲げる事態が発生した場合には、センター長を通じ、直ちに放射線関係緊急連絡網により学内及び学外の関係機関にその概要を報告するとともに、遅滞なく文部科学大臣等の関係機関の長に届け出なければならない。

(報告)

第34条 次の各号に掲げる事態が発生した場合には、発見者は、適切な応急措置を講じるとともに、直ちに管理室に通報しなければならない。

- (1) 放射性同位元素等の盗難又は所在不明が発生した場合。
- (2) 気体状の放射性同位元素等を排気設備において浄化し、又は排気することによって廃棄した場合において、濃度限度を超えた場合。
- (3) 液体状の放射性同位元素等を排水設備において浄化し、又は排水することによって廃棄した場合において、濃度限度を超えた場合。
- (4) 放射性同位元素等が管理区域外で漏洩した場合。
- (5) 放射性同位元素等が管理区域内で漏洩した場合。ただし次のいずれかに該当す

るときを除く。

ア 漏洩した液体状の放射性同位元素等が漏洩に係る設備の周辺部に設置された漏洩の拡大を防止するための堰の外に拡大しなかった場合

イ 気体状の放射性同位元素等が漏洩した場合において、空气中濃度限度を超えるおそれがない場合

(6) 次の線量が線量限度を超え、又は超えるおそれのある場合。

ア 使用施設内の人が常時立ち入る場所において人が被ばくするおそれのある線量

イ 事業所の境界（及び事業所内の人が居住する区域）における線量

(7) 使用その他の取扱いにおける計画外の被ばくがあったときであって、次の線量を超え、又は超えるおそれがある場合。

ア 業務従事者：5 ミリシーベルト

イ 業務従事者以外の者：0.5 ミリシーベルト

(8) 業務従事者について実効線量限度及び等価線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあった場合。

2 室長は、前項の通報を受けた場合には、応急の措置を講ずるとともに、前条第2項各号に掲げる関係者に連絡する。

3 主任者及びセンター長は、適切な措置を指示するとともに、事故の程度により施設、設備の使用を中止させることができる。

4 主任者は、第1項に掲げる事態が発生した場合には、センター長を通じ、直ちに放射線関係緊急連絡網により学内及び学外の関係機関にその概要を報告するとともに、その旨を直ちに、また、その状況及びそれに対する措置を、発生の日から10日以内に所定の事項について文部科学大臣等の関係機関の長に報告しなければならない。

(定期報告)

第35条 室長は、毎年4月1日を始期とする1年間について、法令に定められた様式による放射線管理状況報告書を作成し、主任者及びセンター長を通じ当該期間経過後3ヶ月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

第38条 この規程の改廃は、センター運営委員会の議を経て、センター長が行う。

附 則

1 この規程は、平成16年4月1日から施行する。

2 東京大学アイソトープ総合センター放射線障害予防規程(昭和57年4月1日制定)は、廃止する。

附 則

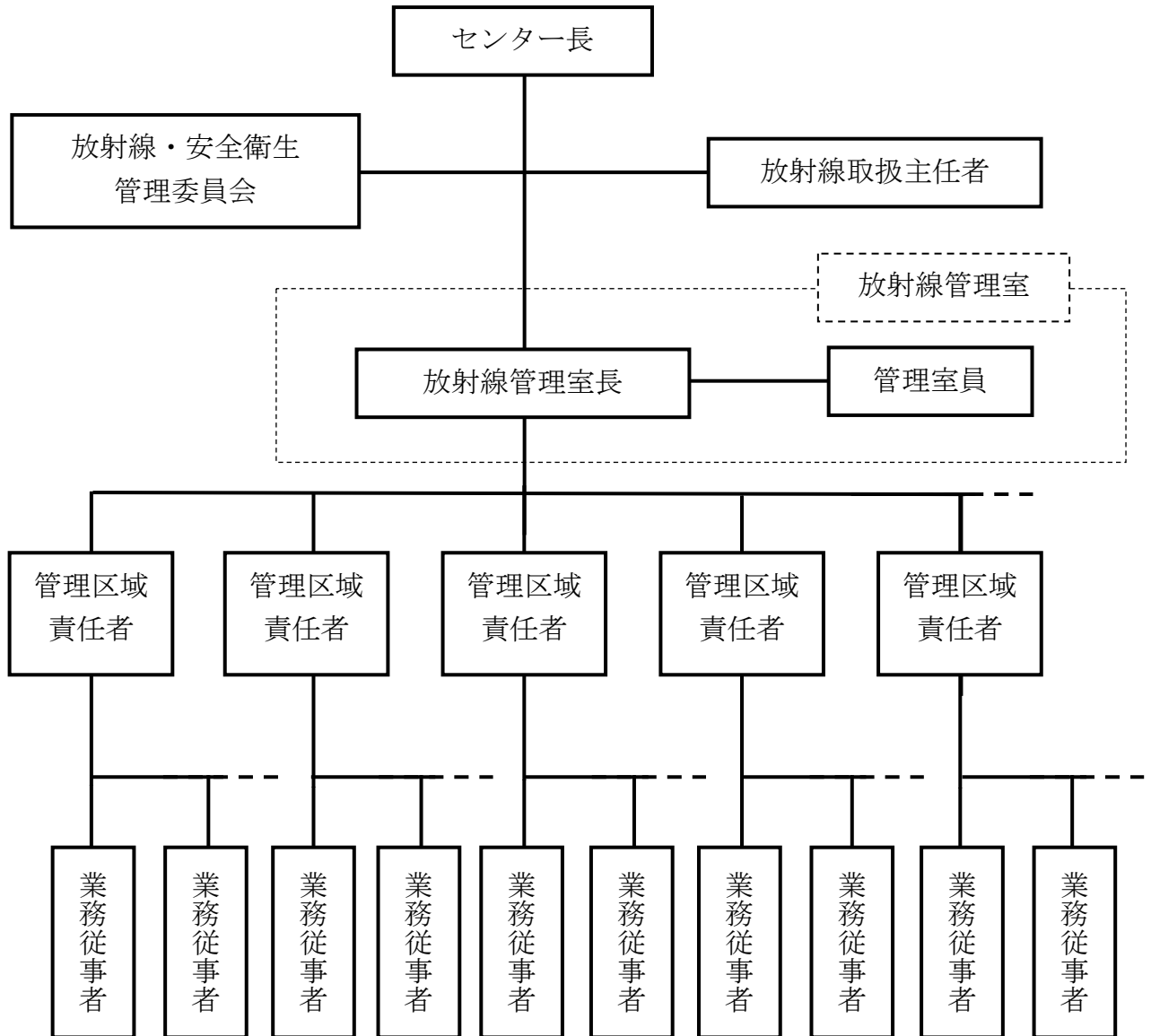
この規程は、平成18年5月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年9月15日から施行する。

別図（第5条関係）

アイソトープ総合センター 組織図



別表(第12条関係)

点検項目	実施時期
建物周辺及び 火性、不 性等の に関する事項	年1 以上又は変更の生じた時
し へい 、し へい物等に関する事項	年1 以上又は変更の生じた時
作業室及び汚染検査室の 、 の平 性等の表面状態に関する事項	年2 以上又は変更の生じた時
排気設備の 、能力等及び各種 置との連結状態に関する事項	年2 以上又は変更の生じた時
排水設備の 、能力及び 浄設備等との連結状態に関する事項	年1ないし2 以上又は変更の生じた時
管理区域境界の 、施 等の施設に関する事項	年2 以上又は変更の生じた時
標識及び注意事項等に関する事項	年2 以上又は変更の生じた時
その他使用施設に関する事項 汚染検査用測定器、 除染用具、 更衣設備等	年2 以上又は変更の生じた時
貯蔵施設、保管廃棄設備に備える容器に関する事項	年2 以上
に関する事項	点検マニ アルにより毎月及び年1